

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：尾張旭市水道事業会計

事業名	水道事業（末端給水事業）		
事業開始年月日	昭和35年10月29日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 非適用
団体名	尾張旭市	職員数（H19. 4. 1現在）	18
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	91(H18)	公営企業債現在高（百万円）	1,948
累積欠損金（百万円）	-	利益剰余金又は積立金（百万円）	181
不良債務（百万円）	-	財政力指数	0.99(H18)
資金不足比率（％）	-	実質公債費比率（％）	13.7(H19)
		経常収支比率（％）	87.8(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	尾張旭市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	尾張旭市長 谷口幸治
既存計画との関係	尾張旭市集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	市ホームページでの公表
基本方針	平成14年度に料金改定を実施したことにより、平成15年度以後は財政状況が改善し、毎年度純利益を計上していることから、今後においては、工事コストの縮減、業務の外部委託の推進、組織及び定員管理の適正化を図ることにより、更なる経営の効率化を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		220.2	3.6	223.8
	補償金免除額		53.3	0.3	53.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		2.6		2.6

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	第3期拡張事業			3,644	3,644
	第4期拡張事業		220,200		220,200
合 計 (A)			220,200	3,644	223,844
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			220,200	3,644	223,844

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	第4期拡張事業		2,560		2,560
合 計 (A)			2,560		2,560
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			2,560		2,560

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市水道事業は、自己水源を有さず、そのすべてを愛知県営水道から受水している。給水人口については、名古屋市に隣接する住宅都市であることから増加の傾向にはあるものの、年間総給水量は減少傾向にあり、特に一人一日平均給水量は平成18年度実績で296リットルで、県平均・全国平均を大きく下回っている。しかしながら、経営の状況については、平成14年度に料金改定を実施したことにより、平成15年度以後は財政状況が改善し、毎年度純利益を計上しているところである。</p> <p>また、本市のまちづくりが土地区画整理事業によって進められて来たことから、同事業の進展に合わせて給配水施設の整備を計画的に推進したことにより、有収率は県下でも最高の96.86%となっている。</p> <p>このような状況の下、今後給水収益の大きな伸びは期待できないが、現在の高い有収率を維持するための施設の更新や、東南海・東海地震防災対策推進地域に指定されていることから、施設の耐震化が求められており、財政基盤の強化のため、更なる経営の効率化が必要となっている。</p>
経営課題	<p>課 題 配水幹線の大規模更新及び耐震化に要する費用の縮減</p> <p>基幹的な配水管である守山線は、昭和40年代に布設された県営水道送水管を昭和57年に移譲を受けたものであり、老朽化の進行に伴い更新の必要が認められるが、口径及び延長から多大な費用が見込まれるため、工事費を縮減する工法での施行が課題となっている。</p>
	<p>課 題 労務職員の退職に伴う業務の外部委託の推進</p> <p>平成22年度以後に労務職員の段階的な退職が予定されるが、補充採用することなく退職の時期に合わせて業務を外部委託し、経営の効率化を図ることが課題となっている。</p>
	<p>課 題 組織体制の見直しと定員適正化の推進</p> <p>業務の外部委託に合わせて、組織体制についても見直しを行うとともに、業務量に応じた適正な職員配置に基づく定員とすることにより、経営の効率化を図ることが課題となっている。</p>
	<p>課 題</p>
	<p>課 題</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率	(%)	95.8	98.5	100.0	99.1	99.5	97.5	98.3	98.9	99.5	99.5
総収支比率(法適用)	(%)	99.7	103.1	104.1	103.8	104.1	102.2	102.6	103.3	104.1	104.1
経常収支比率(法適用)	(%)	99.8	103.2	104.2	103.9	104.2	102.3	102.7	103.4	104.2	104.2
営業収支比率(法適用)	(%)	106.4	109.1	110.1	108.4	108.4	106.7	107.0	106.1	106.5	106.1
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	うち基準内繰入金	(%)	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	うち基準外繰入金	(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てんのもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	4.7	2.5	4.1	1.0	5.1	2.7	2.6	2.6	2.6
	うち基準内繰入金	(%)	3.5	2.5	4.1	1.0	2.9	2.7	2.6	2.6	2.6
	うち基準外繰入金	(%)	1.2	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てんのもの	(%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	行政人口の増加(年600人)、普及率(99.94%)が今後も現状と同様に推移すると見込み給水人口を算出した。本市においては、一人一日当りの平均給水量が減少傾向にあるため、これを考慮し総給水量を求め、有収率を96.0%として有収水量を算出した。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの負担金は、収益的収入については年1,300万円程度を見込み、資本的収入については、年300万円程度を見込んだ。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	人件費は、平均昇給率を年1.4%の増として算出した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
<div style="padding-left: 20px;">地方公務員の職員数の純減の状況</div>	<p>平成18年度から22年度までを計画期間とする「第3次定員適正化計画」では、5年間で市職員の総数の5%(30人)を削減することを目標としている。水道事業においても、組織の再編や退職者の補充を必要最小限に抑えることなどにより、過去5年間で定員を4人削減し、効率的な事業経営に努めて来たところである。今後においても、段階的な業務委託の推進に合わせて組織体制の見直しを図り、平成22年度から現行の4係体制を3係体制に統合し、課題 に掲げる内容について更なる効率化を図る。</p>
<div style="padding-left: 20px;">給与のあり方</div>	
<div style="padding-left: 40px;">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</div>	<p>平成17年人事院給与勧告に基づき、平成18年度から給与水準を全体として平均4.8%引き下げ、給与カーブをフラット化することなどにより、年功的に上昇する給与の抑制を図っている。また、地域手当については、平成22年度までに、国基準の支給率を目標とした引き下げを行う予定であり、既に平成18年度には支給率の1%引き下げを実施している。なお、技術手当は、すでに廃止している。</p>
<div style="padding-left: 40px;">技能労務職員に相当する職種に 従事する職員等の給与のあり方</div>	<p>労務職員の給与については、従前から国家公務員の行政職俸給表(二)に準拠した労務職員給料表を設け、行政職とは異なる給料表により支給しているところであり、給与水準についても、行政職と同様に平成18年度から4.8%の引き下げを実施している。また、技能労務職の給与制度についても、民間の類似職種等と給与水準を比較するなどにより適切な見直しを実施するとともに、当該見直し等の取組方針を公表する予定である。</p>
<div style="padding-left: 40px;">退職時特昇等退職手当のあり方</div>	<p>第三次行政改革大綱に基づく職員給与の適正化の一環として、平成16年度に退職時特別昇給を廃止している。</p>
<div style="padding-left: 40px;">福利厚生事業のあり方</div>	<p>職員の福利厚生事業については、職員の掛金と事業主としての市からの負担金により運営される職員互助会によって実施されているが、事業内容の見直しや縮小により、平成18年度から市の負担金率を5/1,000から4/1,000に引き下げている。今後についても、市民の理解が得られる適正な福利厚生事業となるよう、事業の内容について点検・見直しを実施していく。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等	
<div style="padding-left: 20px;">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</div>	
<div style="padding-left: 20px;">指定管理者制度の活用等民間委託の 推進やPFIの活用</div>	<p>平成22年度から労務職員の段階的な退職が始まるが、その業務(量水器の開閉栓作業)については、退職時期に合わせて業務委託を実施することにより、課題 に掲げる内容について経営の効率化を図る。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
<p>料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>	<p>財政状況については、尾張旭市財政状況の公表に関する条例の規定に基づき、毎年6月及び12月に広報及びホームページに掲載する方法等により公表を行っている。職員数や給与の状況等の公表についても、尾張旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、毎年12月に同様の方法で実施をしている。また、その他の水道事業に関する各種情報についても、ホームページの活用等により、積極的な情報提供に努めている。</p>
<p>行政評価の導入</p>	<p>第四次総合計画の策定に合わせ、平成16年度から「行政評価システム」を導入している。これにより、基本構想として定めた「8つの政策」について、その実現のための手段である「施策(36)」、「基本事業(139)」等の目標達成度を数値で示すことが可能となり、市民起点、成果重視の観点から市政の運営が行われている。</p>
5 その他	<p>課題 に掲げる配水管について管網水理計算を行ったところ、現行の 450の口径を 300に縮小することが可能と判明した。したがって、工事費については、同口径で布設替えを施工する場合に比べ、大幅な縮減が可能となる。ただし、この場合、配水区域を再編成し、配水管を布設する必要があるため、その概算工事費を差し引いた残額が改善額として見込まれる。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題 に対応するため、施策 の1に示すように現行の組織体制について、より効率的な経営を推進するための見直しを図るとともに、業務の外部委託の推進に合わせ、定員についても業務量に応じた適正な配置とする。これらの組織及び定員に関する見直しにより、平成19年度においては定員を2名減するとともに、平成22年度には現行の4係体制を3係体制に統合し、定員を更に3名減し14名体制とすることを目標とする。また、平成20年度には市全体の組織改革により水道部が廃止され都市整備部に編入されることから、部長の人件費が2分の1から5分の1に縮減される。これらの取組の結果、人件費に関する改善額として1億7,000万円を見込む。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題 に対応するため、施策 の2に示すように、労務職員が従事している業務（量水器の開閉栓作業）については、業務委託により実施するものとする。なお、委託業者への業務の移行の円滑化を図るためにはリレーゾーンが不可欠であることから、委託の実施時期は退職前年度の平成21年度からとする。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	課題 に対応するため、施策 の5に示すように、口径を 450から 300に変更することにより、概算の工事費は、同口径での布設替えを施工する場合の7億8,100万円から4億7,700万円まで縮減が可能となり、その縮減額は3億400万円となる。ただし、この場合、安定的な給水を維持するためには、配水区域の再編成が必要となることから、配水管の布設工事費2億6,200万円を差し引いた4,200万円を改善額として見込む。なお、工事予定期間が平成19年度から25年度までの7年であることから、本計画期間中の改善額は5/7を乗じて3,000万円となる。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率	9.15											
	改善額(料金の適正化) 1	110					110						
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額						0						
	給与水準												
	改善額						0						
	その他()												
	改善額						0						
	職員給与費(退職手当)												
	職員給与費の削減					181		160	150	151	136	138	
	改善額						0	21	31	30	45	43	170
	職員数(人)	22	21	20	20	20		18	17	17	14	14	
	増減数(人)		-1	-1			-2	-2	-1		-3		-6
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)							6	6	6	6	6	30
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	2,482	2,339	2,192	2,061	1,948		1,837	1,520	1,436	1,348	1,257	
	増減	-138	-143	-147	-132	-113		-111	-317	-84	-88	-91	
	計画前5年間改善額 合計						110						200
	(参考) 補償金免除額												54

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	78	79	79	79	80	81	81	82	82	83
年間総有収水量 (千m ³)	8,458	8,423	8,682	8,392	8,373	8,320	8,330	8,370	8,400	8,460
公称施設能力 (m ³ /日)	38,900	38,900	38,900	38,900	38,900	38,900	38,900	38,900	38,900	38,900
1日最大配水量 (m ³ /日)	27,755	27,612	27,281	27,220	26,965	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
最大稼働率 (%)	71.35	70.98	70.13	69.97	69.32	69.41	69.41	69.41	69.41	69.41
供給単価 (円/m ³)	155.01	155.36	155.41	154.98	155.26	155.17	155.22	155.20	155.12	155.20
給水原価 (円/m ³)	161.83	157.65	155.45	156.44	156.04	159.13	157.98	156.99	155.95	156.03

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。